

まちなかこどもの日 2026 事業企画運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

まちなかこどもの日 2026 事業企画運営業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年5月 29日(金)まで

3. 履行場所

福島市が指定する場所

4. 目的

- (1) 地域みんなで子どもを育て、子どもと子育て世代を応援する機運醸成と、子どもファーストの社会づくりに寄与すること。
- (2) 街なかの楽しい経験が子どもたちを笑顔にし、街なかやふるさとへの郷愁、また将来的なりターンや子どもたちを街なかに連れてくる誘因になること。
- (3) 街なかで楽しんだことのない今の子どもたちや親の世代に、街なかの楽しさを体験してもらい、継続的に街なかに来るきっかけづくりをすること。
- (4) 若い世代を中心とした親子連れが利用することで、街なかの商店街が活性化すること。

5. 事業概要

本業務を請け負う事業者(以下、「事業者」という)は、別紙実施要項に基づき開催するまちなかこどもの日 2026 事業を企画し、開催に向けた手続きや遊具など必要物品の準備、出演者の招へい、広報や必要な保険への加入等、本業務にかかるすべての業務を行うとともに、警備等を含めた当日の運営を行うこと。

なお、イベント実施日は令和8年5月5日(火)10:00~16:00 とし、当日の運営は下記の業務を実施することとする。

(1) 街なかテーマパーク業務

子どもたちが楽しめるコンテンツを企画・運営する。学生が関わり企画・運営する事業を含む。

商店街の回遊を自然と促すよう配置を工夫し、集客力のあるキャラクターショーの開催、ロードトレインの運行を行う。なお、フードコンテンツは福島市の特色あるメニューや食材を用いるなど可能な限り配慮すること。また、市が別途手配・調整するコンテンツについては、関連する運営準備と支援等を行うこと。

①キッズコンテンツ実施業務

- ・ロードトレイン～古閑裕而・高原列車のメロディに乗せて～(街なか高原列車)

②フードコンテンツ実施業務

- ・キッチンカー(出店者が賠償責任保険など適切な保険に加入していること)

③ステージイベント実施業務

- ・未就学児が喜ぶキャラクターショー、MCの人選とすること

④体験教室等実施業務

- ・子ども向けワークショップ、スタンプラリーなど

(2)街なかみんなでおもてなし

①商店街等連携の実施

商店街等と連携し来場者を個店や街なか施設の回遊に誘導し、街なかで楽しんだ経験の乏しい今の子どもたちや親の世代が継続的に街なかにくるきっかけづくりとする。

イベント当日の特別企画、特別・限定メニュー、独自プレゼントや特典の提供等、できるだけ多くの店舗の参加や協力を促すこと。

②協力団体(企業)と連携したコンテンツ提供

企業、団体を誘致し、遊具や企業が所有する乗り物等の無償展示・乗車等体験や子ども向けワークショップなど、協賛・協力企業によるコンテンツを提供する。(協賛企業等の事業PRや物販は可能。子どもたちを笑顔にするという本事業の目的にそぐわないコンテンツや、反社会的勢力にかかわりのある企業・団体の参加は認めない)

(過去実績・例示)

- ・限定キッズランチ
- ・商店街をまわるスタンプラリーやクイズラリー
- ・街なか商店街で風船や独自の特典プレゼント
- ・企業提供によるものづくりワークショップ など

(3)市と事業者が協議のうえ実施する業務

- ・他課との連携事業、同日開催の他イベントとの連携

(4)その他

①会場設営・撤去業務

- ・サイン設営、イベント実施に係る予告看板の設置、各所部材の準備を含む

②安全安心なイベント開催

- ・イベント時の警備・看護派遣
- ・適切な保険加入と参加業者の選定、緊急時の対応連絡体制の構築

③広報業務

- ・対象年代の幼児・児童、その保護者へ訴求する広報(紙媒体のほか、SNSの効果的な活用)
- ・広域からの誘客、来場者にわかりやすい全体図の作製

④子どもと接するスタッフ(アルバイト)に対する教育の徹底

6. 関連事業

(1) 広報・周知方法

事業者は、事前に下記により本事業内容について広報・周知に努め、出来る限りの集客を図ること。また、福島市内だけでなく、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村の9市町村を構成団体とするふくしま田園中枢都市圏においても、イベントの実施について周知すること。

① SNS等による発信

SNS等を活用した広報・周知を行うこと。

② 他の広報

より効果的に本事業を広報・周知するため、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等のマスメディアを随時活用すること。

(2) 安全対策

事業者は、安全対策を講じた会場設営、運営に努めること。また、当日の運営にあたり、入場者の安全対策上の支援を行うと同時に、混雑緩和策、行列緩和策を講じること。

(3) 保険

来場者の万一の負傷に備え、適切な保険に加入すること。また、食品を提供する場合は、出店者が必要な許可等を受け、適切な保険に加入していることを確認のうえ出店させること。

(4) 原状復帰

設営・運営等で路上等に汚れがつく、又は破損した場合、その原状復帰はすべて事業者の責任において行うこととなるので、養生を行うなど留意すること。

7. 従事者の服務規律

(1) サービス

本事業従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、市民等に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、市民等が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。また市民からの問い合わせ・相談・要望等を受けたときは、真摯に傾聴し、求められていることを正確に把握するとともに、的確な対応を行うようにすること。

(2) 服務態度

問い合わせ対応など市民等と接する業務に携わる従事者は、態度、言葉遣い等について特に注意し、常に丁寧な対応を心がけ、不快感を与えないよう努めること。

また、事業者は、福島市の品位を傷つけるような者や一般常識に欠け市民等に不快感を与える者を従事させてはならない。

8. 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

事業者は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任

者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、福島市に届け出ること。また、各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2)責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に福島市との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

9. その他

(1)本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行う。

(2)受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに福島市に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3)受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず福島市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

(4)受注者は、当該委託業務で知り得た秘密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5)業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ福島市の承諾を得ること。

(6)業務の履行に当たっては、十分な知識・経験を有する者を配置し、緊急時の役割分担や連絡体制を明確にしたうえで従事すること。

(7)業務終了後、受注者の責めに帰する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うこと。

また、当該措置に係る費用は、原則すべて受注者の負担とする。

(8)業務の履行に当たっては、予算の適切な管理を行い、業務の進行に伴い発生する可能性のある変更や追加要件に柔軟に対応できるよう、一定の資金を確保した上で進めること。

(9)本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、福島市と別途協議する。